

令和5・6年度 競争入札参加資格審査申請書提出要領 【令和6年度 中間期追加受付分（共同受付対応）】

徳島市上下水道局が発注する建設工事の請負契約に係る入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

（県外の業者は、別に要領を定めています。）

1 共同受付の実施及び徳島市競争入札有資格者名簿の適用について

徳島市上下水道局では、建設工事等における競争入札参加資格審査申請について、徳島県との共同受付を実施しています。また、徳島市が作成した徳島市競争入札有資格者名簿及び資格に関する格付けを、徳島市上下水道局の名簿及び格付けとして適用します。（配水管布設工事及び推進工事を除く。）

共同受付における申請書類の提出先については、次のとおりとなりますので、この要領を確認の上、誤りが無いように申請書類を提出してください。

(1) 申請書類の提出先

◆ 共通審査書類

概要 申請書類のうち、徳島県と共通化・単一化した書類
（登記事項証明書、社会保険料納入確認書類等）

提出先 徳島県の窓口（各総合県民局県土整備部又は東部県土整備局）

◆ 個別審査書類（徳島市）

概要 共通審査書類以外に、徳島市が資格審査において必要な書類
（アドプト事業報告書等）

提出先 徳島市総務部契約監理課（徳島市役所6階）

◆ 個別審査書類（上下水道局）

上下水道局提出書類はございません。

※ 配水管布設工事又は推進工事の入札参加希望者は、別に作成した提出要領を参考の上、申請書類を提出してください。

※ 徳島市上下水道局に入札の参加を希望し、徳島県には入札の参加を希望しない場合でも、徳島県に共通審査書類を、徳島市には個別審査書類をそれぞれ提出してください。（徳島市競争入札有資格者名簿を適用するため、徳島市上下水道局のみの入札参加希望申請はできません。）

なお、徳島県に提出する競争入札参加資格申請書の「入札参加希望市町村」の徳島市の欄に○印を必ず付けてください。

※ 徳島市上下水道局の指名競争入札に参加を希望する場合にも、徳島市の『新規指名要望書』の提出が必要となります。詳しくは、徳島市の要領を参考の上、徳島市へ提出してください。

2 登録業種及び資格有効期間

徳島市上下水道局における建設工事の登録業種及び資格有効期間については、徳島市の入札参加希望業種及び資格有効期間と同一になります。

3 変更届について

上下水道局では、徳島市競争入札有資格者名簿に変更があった場合、徳島市と同様に変更届を提出していただいておりますが、令和5年4月1日以降は上下水道局への提出の必要はありません。ただし、徳島市総務部契約監理課には引き続き変更届を提出してください。

なお、次の変更が生じる場合は、引き続き上下水道局への変更届及び添付資料が必要になりますのでご注意ください。

- ・ 配水管布設工事及び推進工事名簿に登録されている業者情報を変更する場合
- ・ 徳島市競争入札有資格者名簿に登録されている業者で年間委任を設定又は変更する場合

【問い合わせ先】

○徳島市上下水道局 総務課契約係

住所：〒770-0808 徳島市南前川町5丁目1番地の4（上下水道局本庁舎2階）

電話：088-623-2092

○この要領は徳島市上下水道局ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

上下水道局ホームページアドレス

http://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/shinsa_kyodo.html

（トップページ→上下水道局→事業者の皆さまへ→入札・契約情報→競争入札参加資格審査申請について）